

平成20年7月31日

法務省民事局参事官室 御中

社団法人 信託協会

### 「電子記録債権法施行令案」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

#### (別表13項)

##### 信託の電子記録

政令案第3条第2項第1号の発生記録と同時に信託の電子記録を請求するとき、又は発生記録と譲渡記録を同時に行う場合に信託の電子記録を同時に請求するときは、別表13項(信託の電子記録)イ「当該信託の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号」が請求時点ではわからないため、記載不要と解してよいか。

以上